

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。


＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。


年度の途中から特別徴収を行う場合は、札幌市中央市税事務所特別徴収係へ「特別徴収への切替依頼書」を御提出ください。インターネットでの手続きも可能です。詳しくはホームページを御覧ください。

*ホームページ  で検索

●特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします

従業員全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

*様式ホームページ  で検索

給与支払報告書の提出等は eLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

無償の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX 対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書の提出について、令和3年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、eLTAX または光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準（100枚）以上となるときは、給与支払報告書を eLTAX または光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムを利用すれば、インターネットから各金融機関の口座やクレジットカードによる納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなり、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入もできます。

詳しくは、下記の eLTAX ホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構）☞ <<https://www.eltax.lta.go.jp>>

●特別徴収税額通知の電子送信について

eLTAX で給与支払報告書を御提出いただく際に御希望いただくと、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税者用）を電子で送付いたします。（納税者用通知については、従業員にも電子的に送信することができる事業者のみ電子での受け取りが可能です。）

※ 令和5年度まで、eLTAX で給与支払報告書を提出いただく際に御希望があった場合や、光ディスクで給与支払報告書を御提出いただいた場合には、特別徴収税額通知データを参考データ（副本データ）としてお送りしていましたが、令和6年度から当該データの送付は廃止となりますので御注意ください。（法改正によるものであり、全国的に廃止となります。）